平成２８年（フ）第８７５６号
東京都昭島市中神町1139―39―102
債務者　吉原　良隆
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７５７号
東京都国分寺市西町２丁目30―４　ニューアドハイツⅢ103
債務者　又吉　真汝（旧名まな）
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１１８号
東京都町田市本町田2533番地公社住宅ハ４―308
債務者　笹本　盛久
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２６号
熊本県阿蘇市小里124番地、前住所熊本県阿蘇市一の宮町坂梨596番地８
債務者　坂ノ上隆明
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月16日午後１時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
栃木県足利市福富町1014番地１　西城アパート５号室
債務者　小平　利矢
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第２５０９号
神奈川県海老名市東柏ケ谷４丁目11番26―202号
債務者　矢萩　智則
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５４６号
横浜市瀬谷区阿久和東２丁目47番地７　コーポ小金202
債務者　草野智衣奈
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５５１号
横浜市旭区さちが丘99番地の２　リベルテ南万騎ケ原402号
債務者　石川　　貴
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５１０号
横浜市旭区西川島町66番地　ハイツヴェルデ102
債務者　石田　　豪
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第３９６号
神奈川県厚木市妻田西１丁目20番８号Ｋ２ビル103
破産者　有限会社眞智内装工房
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１４５号
佐賀県伊万里市東山代町脇野4322番地
破産者　亡山口藤助相続財産
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１０１６号
札幌市西区二十四軒３条５丁目７番２号、登記簿上の本店所在地札幌市中央区北11条西19丁目36番地
破産者　一般社団法人ネクサス
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７号
栃木県那須郡那須町大字高久乙3750番地
破産者　株式会社平山建設
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第１５号
栃木県那須郡那須町大字高久乙3751番地３
破産者　平山　晃雄
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第１６号
栃木県那須郡那須町大字高久乙3751番地３
破産者　平山　晃彦
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第１４０９号
横浜市金沢区能見台６丁目２番地５サングレイスヒルズ能見台201号
破産者　有限会社ケンハウス
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３０号
長野県北安曇郡白馬村大字北城5083番地
破産者　有限会社やまぶん
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部